

電源開発株式会社、住友商事株式会社「(仮称)西海洋上風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年11月11日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)西海洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社、住友商事株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：長崎県西海市江島及び平島周辺
- ・原動力の種類：風力(洋上)
- ・出力：最大513,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月19日
環境大臣意見受理	令和元年10月25日
経済産業大臣意見	令和元年11月11日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社、住友商事株式会社「(仮称)西海洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省の「風力発電に係るゾーニング実証事業」によりゾーニングを検討している長崎県及び平成28年度から平成30年度に環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」によるゾーニングを実施した長崎県西海市、長崎県南松浦郡新上五島町との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

(2) 関係機関等との連携

長崎県西海市江島沖は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)における今後の促進区域の指定に向けて、既に一定の準備段階に進んでいる区域として位置づけられており、今後、促進区域に関する検討がなされると考えられることから、長崎県等との十分に協議・調整を行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 最新の知見の反映

基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物等への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

(5) 事業計画の見直し

2. (1)から(5)により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近傍に風力発電設備等が設置される場合には、工事中における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近傍に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ハチクマ等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、地域特性上重要と考えられる鳥類につい

て、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 海生生物に対する影響

事業実施想定区域の一部は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月環境省)に選定されており、藻場が分布している可能性があることから、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場の改変を回避又は極力低減するとともに、工事中における水の濁り等により、藻場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された西海国立公園が位置しており、公園計画の利用施設に位置づけられている「白岳園地」や「丹那山園地」等の主要な眺望点が存在している。また、江島の島内の主要な眺望点として「遠見岳」及び「碁石ヶ浜」、さらに世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が所在する頭ヶ島(新上五島町)が存在していることから、本事業の実施により、これらからの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。